

『和歌山県情報館』へのバナー広告掲載の規格

(広告の方法)

- 1 和歌山県情報館に掲載する広告は、バナー広告（広告画像であって、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。）のみとします。

(掲載基準)

- 2 広告の掲載基準は、別添和歌山県情報館バナー広告掲載基準によるものとします。

なお、この基準に反する広告は、一切掲載することができませんので、事前に広告主に十分ご説明ください。

(規格等)

- 3 バナー広告の規格は、原則として次のとおりです。

大 き さ	縦35ピクセル・横150ピクセル
形 式	G I F又はJ P E G
データ容量	8KB以下
バナー作成基準	(1) 文字色と背景色との差（コントラスト・明度等）を十分に 取り、読みやすくすること。 (2) 明滅する表現は行わないこと。 (3) 画面の反転・切り替えは行わないこと。 (4) バナー全体に対する代替テキストを簡潔に記述すること。 (5) 閲覧者の意思に反する動きをしたり、誤解を与えたりする おそれのある表現は避けること。 (6) 県の事業と錯誤を防ぐため、類似の色調及び字体は避ける こと。 (7) 同一広告は可能な限り避けるよう努めること。

(掲載ページ等)

- 4 バナー広告の掲載ページ、位置及び枠数は次のとおりです。

掲 載 ペ ー ジ	位 置	枠 数
・和歌山県情報館トップページ	ページ右部	5枠
・「分類で探す」のうち「行政」以 外の10ページ	ページ左部	各1枠

ホームページの体裁変更等でバナー位置を変更する必要がある場合は、協議の上変更します。